

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
241	八幡平字上ミ和志賀	71-6	184	156	00	(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。
242	八幡平字上ミ和志賀	71-16	184	157	00	
243	八幡平字上ミ和志賀	71-5	184	158	00	
244	八幡平字上ミ和志賀	69-1	185	025	00	
245	八幡平字堀切	23-1	185	026	00	
246	八幡平字堀切	23-5	185	029	00	○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
247	八幡平字堀切	23-9	185	032	00	
248	八幡平字堀切	23-11	185	034	00	
249	八幡平字堀切	23-17	185	044	00	
250	八幡平字堀切	23-19	185	047	00	
251	八幡平字堀切	23-31	185	051	00	(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
252	八幡平字堀切	24	185	053	00	
253	八幡平字堀切	23-38	185	058	00	
254	八幡平字下モ和志賀	27-2	185	060	00	
255	八幡平字伊勢堂	88	185	074	00	
256	八幡平字伊勢堂	89	185	074	00	(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
257	八幡平字伊勢堂	90	185	074	00	
258	八幡平字伊勢堂	38	185	077	00	
259	八幡平字伊勢堂	39-5	185	077	00	
260	八幡平字下モ和志賀	190	185	077	00	
261	八幡平字伊勢堂	41-1	185	081	00	(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
262	八幡平字上ミ和志賀	55	185	085	00	
263	八幡平字上ミ和志賀	66	185	085	00	
264	八幡平字上ミ和志賀	55-1	185	086	00	
265	八幡平字黒沢頭	7-9	186	002	00	
266	八幡平字黒沢頭	1-2	186	006	00	
267	八幡平字黒沢頭	5-2	186	025	00	
268	八幡平字黒沢頭	1-1	188	008	00	
269	八幡平字黒沢頭	1-41	188	008	00	
270	八幡平字黒沢頭	1-14	188	009	00	

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
271	八幡平字黒沢頭	1-20	188	009	00	(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。
272	八幡平字黒沢頭	1-21	188	009	00	
273	八幡平字黒沢頭	1-22	188	009	00	
274	八幡平字黒沢頭	1-4	188	009	00	
275	八幡平字黒沢頭	1-6	188	009	00	○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
276	八幡平字黒沢頭	1-7	188	009	00	
277	八幡平字猪沢	48-2	188	009	00	
278	八幡平字猪沢	48-6	188	009	00	
279	八幡平字猪沢	48-7	188	009	00	(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
280	八幡平字黒沢頭	1-23	188	010	00	
281	八幡平字黒沢頭	1-19	188	013	00	
282	八幡平字黒沢頭	1-11	188	015	00	
283	八幡平字黒沢頭	1-17	188	015	00	(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
284	八幡平字黒沢頭	1-26	188	015	00	
285	八幡平字黒沢頭	1-28	188	016	00	
286	八幡平字黒沢頭	1-16	188	017	00	
287	八幡平字黒沢頭	1-31	188	017	00	(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
288	八幡平字黒沢頭	1-10	188	021	00	
289	八幡平字黒沢頭	1-32	188	023	00	
290	八幡平字黒沢頭	1-8	188	023	00	
291	八幡平字黒沢頭	1-33	188	024	00	○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
292	八幡平字黒沢頭	1-34	188	024	00	
293	八幡平字黒沢頭	1-35	188	024	00	
294	八幡平字黒沢頭	1-36	188	025	00	
295	八幡平字黒沢頭	1-38	188	027	00	
296	八幡平字黒沢	33-21	188	037	00	
297	八幡平字黒沢	33-27	188	041	00	
298	八幡平字黒沢	33-29	188	042	00	
299	八幡平字黒沢	15-7	188	062	00	
300	八幡平字黒沢	33-20	188	062	00	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
301	八幡平字黒沢	33-10	188	066	00	(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。
302	八幡平字黒沢	63	188	066	00	
303	八幡平字黒沢	20	188	068	00	
304	八幡平字黒沢	17-1	188	069	00	
305	八幡平字黒沢	18	188	070	00	
306	八幡平字黒沢	65	188	070	00	
307	八幡平字黒沢	21	188	072	00	
308	八幡平字黒沢	29	188	072	00	
309	八幡平字黒沢	22-1	188	074	00	
310	八幡平字黒沢	33-2	188	077	00	(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
311	八幡平字黒沢	33-9	188	077	00	
312	八幡平字黒沢	33-13	188	079	00	
313	八幡平字黒沢	33-15	188	080	00	
314	八幡平字黒沢	33-7	188	081	00	(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
315	八幡平字貉沢	46-1	188	087	00	
316	八幡平字貉沢	46-2	188	090	00	
317	八幡平字黒沢	33-4	188	091	00	
318	八幡平字黒沢	33-3	188	092	00	(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
319	八幡平字黒沢	33-6	188	092	00	
320	八幡平字黒沢	36-3	188	099	00	
321	八幡平字貉沢	24-1	189	003	00	
322	八幡平字貉沢	48-74	189	008	00	○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
323	八幡平字貉沢	48-75	189	008	00	
324	八幡平字竹鼻	20	189	014	00	
325	八幡平字竹鼻	24-1	189	014	00	
326	八幡平字竹鼻	24-2	189	014	00	
327	八幡平字竹鼻	24-3	189	014	00	
328	八幡平字竹鼻	15	189	015	00	
329	八幡平字竹鼻	15-1	189	015	00	
330	八幡平字竹鼻	18	189	015	00	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
331	八幡平字竹鼻	22	189	015	00	(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。
332	八幡平字竹鼻	23	189	015	00	
333	八幡平字竹鼻	24-4	189	015	00	
334	八幡平字竹鼻	24-5	189	015	00	
335	八幡平字竹鼻	24-6	189	015	00	
336	八幡平字竹鼻	24-9	189	015	00	
337	八幡平字竹鼻	24-15	189	016	00	
338	八幡平字竹鼻	17	189	017	00	
339	八幡平字竹鼻	24-10	189	018	00	
340	八幡平字竹鼻	24-11	189	018	00	
341	八幡平字竹鼻	24-12	189	018	00	(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
342	八幡平字竹鼻	24-13	189	019	00	
343	八幡平字竹鼻	24-14	189	019	00	
344	八幡平字竹鼻	27-2	189	020	00	
345	八幡平字竹鼻	29	189	020	00	
346	八幡平字竹鼻	32	189	020	00	
347	八幡平字竹鼻	33-2	189	020	00	
348	八幡平字竹鼻	34	189	022	00	
349	八幡平字竹鼻	35	189	022	00	
350	八幡平字竹鼻	41	189	022	00	
351	八幡平字竹鼻	27-1	189	023	00	(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
352	八幡平字竹鼻	37-3	189	024	00	
353	八幡平字竹鼻	11-2	189	025	00	
354	八幡平字竹鼻	26	189	025	00	
355	八幡平字竹鼻	11-3	189	026	00	
356	八幡平字竹鼻	12	189	029	00	
357	八幡平字竹鼻	52-1	189	030	00	
358	八幡平字石鳥谷	61	189	035	00	
359	八幡平字竹鼻	65	189	036	00	
360	八幡平字竹鼻	46	189	038	00	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
361	八幡平字竹鼻	50	189	039	00	(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。
362	八幡平字竹鼻	44	189	043	00	
363	八幡平字竹鼻	45	189	043	00	
364	八幡平字竹鼻	71	189	043	00	
365	八幡平字竹鼻	75	189	044	00	○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
366	八幡平字貉沢	48-57	189	044	00	
367	八幡平字桐ノ木沢	4-2	189	045	00	
368	八幡平字桐ノ木沢	4-3	189	045	00	
369	八幡平字桐ノ木沢	4-6	189	046	00	(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
370	八幡平字桐ノ木沢	4-8	189	049	00	
371	八幡平字桐ノ木沢	4-9	189	051	00	
372	八幡平字桐ノ木沢	4-111	189	052	00	
373	八幡平字桐ノ木沢	4-12	189	053	00	(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
374	八幡平字桐ノ木沢	4-15	189	056	00	
375	八幡平字桐ノ木沢	4-16	189	058	00	
376	八幡平字桐ノ木沢	4-17	189	059	00	
377	八幡平字桐ノ木沢	4-18	189	060	00	(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
378	八幡平字桐ノ木沢	4-19	189	061	00	
379	八幡平字桐ノ木沢	4-20	189	062	00	
380	八幡平字桐ノ木沢	4-21	189	063	00	
381	八幡平字桐ノ木沢	4-22	189	064	00	○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
382	八幡平字桐ノ木沢	4-24	189	067	00	
383	八幡平字桐ノ木沢	4-25	189	067	00	
384	八幡平字桐ノ木沢	4-26	189	067	00	
385	八幡平字桐ノ木沢	4-29	189	070	00	
386	八幡平字桐ノ木沢	4-31	189	071	00	
387	八幡平字桐ノ木沢	4-33	189	072	00	
388	八幡平字桐ノ木沢	4-37	189	076	00	
389	八幡平字桐ノ木沢	4-36	189	079	00	
390	八幡平字貉沢	48-13	189	093	00	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
91	八幡平字岩崎	48-3	175	112	00	(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。
92	八幡平字岩崎	48-1	175	113	00	
93	八幡平字岩崎	37-5	175	114	00	
94	八幡平字岩崎	37-8	175	118	00	
95	八幡平字長牛下モ平	8	175	217	00	○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
96	八幡平字タムラ	43-1	175	220	00	
97	八幡平字タムラ	22	175	222	00	
98	八幡平字上堰	85	175	231	00	
99	八幡平字浦田	37-1	176	004	00	(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
100	八幡平字長牛下モ平	13	176	015	00	
101	八幡平字長牛下モ平	14	176	015	00	
102	八幡平字長根	132-19	176	095	00	
103	八幡平字長根	132-8	176	095	00	(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
104	八幡平字長根	132-12	176	103	00	
105	八幡平字長根	132-13	176	104	00	
106	八幡平字長根	132-10	176	108	00	
107	八幡平字長根	132-6	176	109	00	(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
108	八幡平字長根	132-4	176	111	00	
109	八幡平字上堰	18-1	176	138	00	
110	八幡平字浦田	52-1	176	239	00	
111	八幡平字浦田	64-1	176	246	00	○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
112	八幡平字浦田	64-2	176	246	00	
113	八幡平字カラメ田	43-1	177	040	00	
114	八幡平字カラメ田	68-1	177	049	00	
115	八幡平字林の外	27	177	051	00	
116	八幡平字林の外	30	177	051	00	
117	八幡平字林の外	21-4	177	053	00	
118	八幡平字林の外	21-5	177	053	00	
119	八幡平字林の外	31-1	177	055	00	
120	八幡平字林の外	34-1	177	055	00	

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
121	八幡平字カラメ田	62-1	177	058	00	(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
122	八幡平字林の外	22-1	177	058	00	
123	八幡平字カラメ田	75-1	177	062	00	
124	八幡平字カラメ田	76	177	062	00	
125	八幡平字カラメ田	72-1	177	065	00	
126	八幡平字カラメ田	74-1	177	067	00	
127	八幡平字八升地	29-33	177	110	00	
128	八幡平字林の外	23	177	110	00	
129	八幡平字指鳥	9	177	113	00	
130	八幡平字八升地	29-21	177	113	00	
131	八幡平字指鳥	11	177	114	00	(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
132	八幡平字指鳥	12	177	114	00	
133	八幡平字八升地	29-6	177	122	00	
134	八幡平字八升地	30-38	179	048	00	
135	八幡平字八升地	30-39	179	048	00	
136	八幡平字八升地	30-10	179	051	00	
137	八幡平字八升地	30-13	179	051	00	
138	八幡平字八升地	30-17	179	051	00	
139	八幡平字八升地	30-21	179	051	00	
140	八幡平字八升地	30-8	179	051	00	
141	八幡平字杉沢	22-1	179	215	00	
142	八幡平字杉沢	53	179	217	00	
143	八幡平字杉沢	54	179	217	00	
144	八幡平字杉沢	2	180	001	00	
145	八幡平字杉沢	20-1	180	015	00	
146	八幡平字杉沢	20-4	180	018	00	
147	八幡平字杉沢	20-5	180	018	00	
148	八幡平字杉沢	20-6	180	018	00	
149	八幡平字杉沢	17-1	180	023	00	
150	八幡平字杉沢	20-3	180	025	00	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
151	八幡平字杉沢	50	180	029	00	(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。
152	八幡平字桃枝平	19	180	111	00	
153	八幡平字桃枝平	27	180	141	00	
154	八幡平字穴戸口	20	182	001	00	
155	八幡平字白砂館	71-3	182	009	00	○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
156	八幡平字白砂館	22	182	010	00	
157	八幡平字白砂館	39-2	182	030	00	
158	八幡平字白砂館	40	182	030	00	
159	八幡平字白砂館	41	182	032	00	(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
160	八幡平字白砂館	65	182	033	00	
161	八幡平字白砂館	63-1	182	034	00	
162	八幡平字白砂館	63-2	182	034	00	
163	八幡平字白砂館	62-4	182	040	00	(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
164	八幡平字白砂館	62-7	182	040	00	
165	八幡平字白砂館	62-8	182	040	00	
166	八幡平字白砂館	62-3	182	041	00	
167	八幡平字白砂館	62-10	182	051	00	(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
168	八幡平字白砂館	62-11	182	051	00	
169	八幡平字白砂館	62-12	182	051	00	
170	八幡平字白砂館	62-13	182	052	00	
171	八幡平字白砂館	62-14	182	054	00	○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
172	八幡平字白砂館	62-15	182	057	00	
173	八幡平字白砂館	62-16	182	058	00	
174	八幡平字白砂館	62-17	182	060	00	
175	八幡平字白欠	56-2	182	075	00	
176	八幡平字白欠	57	182	075	00	
177	八幡平字白砂館	46-1	182	079	00	
178	八幡平字白欠	76-1	182	084	00	
179	八幡平字新山	3	183	002	00	
180	八幡平字新山	4	183	005	00	

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
181	八幡平字平尻	13	183	005	00	(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。
182	八幡平字平尻	17	183	023	00	
183	八幡平字平尻	38	183	044	00	
184	八幡平字平尻	46	183	067	00	
185	八幡平字平尻	101-10	183	081	00	○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
186	八幡平字平尻	101-11	183	081	00	
187	八幡平字大谷地	33	183	098	00	
188	八幡平字大谷地	34	183	098	00	
189	八幡平字大谷地	37-2	183	100	00	(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
190	八幡平字大谷地	62-2	183	107	00	
191	八幡平字黒沢頭	19-22	183	115	00	
192	八幡平字黒沢頭	19-16	183	120	00	
193	八幡平字黒沢頭	19-18	183	120	00	(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
194	八幡平字黒沢頭	19-19	183	120	00	
195	八幡平字高ハブ	1	183	126	00	
196	八幡平字黒沢頭	19-2	183	126	00	
197	八幡平字黒沢頭	19-3	183	131	00	(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
198	八幡平字小館	69-1	184	023	00	
199	八幡平字小館	11	184	025	00	
200	八幡平字小館	2	184	025	00	
201	八幡平字平尻	76	184	025	00	○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
202	八幡平字平尻	74	184	028	00	
203	八幡平字小館	37-1	184	041	00	
204	八幡平字小館	25	184	043	00	
205	八幡平字糸坪平	46	184	065	00	
206	八幡平字糸坪平	47	184	065	00	
207	八幡平字糸坪平	40	184	066	00	
208	八幡平字糸坪平	35	184	073	00	
209	八幡平字糸坪平	41	184	073	00	
210	八幡平字糸坪平	30	184	074	00	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
211	八幡平字糸坪平	34	184	074	00	(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。
212	八幡平字糸坪平	31	184	075	00	
213	八幡平字糸坪平	32	184	075	00	
214	八幡平字長内野月	25-1	184	076	00	
215	八幡平字糸坪平	16-2	184	078	00	
216	八幡平字長内古館	9	184	080	00	○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
217	八幡平字長内野月	54	184	080	00	
218	八幡平字長内野月	28-4	184	082	00	
219	八幡平字糸坪平	29	184	083	00	
220	八幡平字長内野月	29	184	083	00	
221	八幡平字長内野月	30	184	083	00	(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
222	八幡平字長内野月	24-2	184	086	00	
223	八幡平字長内野月	28-3	184	086	00	
224	八幡平字長内野月	20-1	184	091	00	
225	八幡平字長内野月	37	184	091	00	
226	八幡平字長内野月	18	184	092	00	(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
227	八幡平字長内野月	13-3	184	095	00	
228	八幡平字長内野月	41	184	096	00	
229	八幡平字長内野月	51-3	184	099	00	
230	八幡平字長内野月	49	184	102	00	
231	八幡平字長内野月	51-1	184	103	00	(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
232	八幡平字長内野月	63-3	184	108	00	
233	八幡平字長内野月	6	184	110	00	
234	八幡平字長内野月	22	184	123	00	
235	八幡平字長内野月	24-1	184	124	00	
236	八幡平字長内	5	184	147	00	
237	八幡平字糸坪平	55	184	148	00	
238	八幡平字長内	76-4	184	148	00	
239	八幡平字上ミ和志賀	71-15	184	156	00	
240	八幡平字上ミ和志賀	71-17	184	156	00	